地震防災対策基準

令和 元 年 5 月 29 日 作成
令和 2 年 7 月 1 日 改訂
令和 2 年 8 月 5 日 改訂
令和 3 年 4 月 1 日 改訂
令和 4 年 6 月 1 日 改訂
令和 7 年 4 月 18 日 改訂

一般社団法人 ふじさん駿河湾フェリー

目次

第1章 総 則
第2章 防災体制及び情報伝達
第3章 点検及び整備
第4章 船舶の運航中止及び避難等
第5章 教育、訓練及び広報

第1章 総　則

（目的）

第1条　この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

（地震防災対策実施上の基本方針）

第2条　地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適当な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置を取るものとする。本基準による他、細部については、「一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー南海トラフ地震等対処マニュアル」により対処する。

(1)人命の安全確保を最優先とする

(2)関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(3)状況に応じた臨機応変な対応を取る

(4)保船及び避難等、船舶のことは船長判断

（適用）

第3条　この基準は、当法人が営む航路に適用する。

(1)清水～土肥間定期航路

(2)不定期航路

第2章　防災体制及び情報伝達

（地震防災対策本部の設置）

第4条　地震が発生した場合(小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く)又は津波警報等が発せられた場合(以下「地震発生時等の場合」という。)には、地震防災対策本部を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

（職務及び権限の委任）

第5条　地震防災対策本部の要員の職務は別図2のとおりとする。

（情報の伝達経路）

第6条　地震等に関連する情報の伝達経路は別図3のとおりとする。

2　(副)運航管理者(本社、事業所の防災対策部員)と船長との連絡は、F3E156.725MHz無線(VHF)、MCA陸上移動通信用(モトローラー)及び衛星船舶電話により行う。

（旅客に対する情報の伝達）

第7条　本社の旅客対策部長並びに船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2　土肥事業所長(副運航管理者)は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

3　地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

⑴ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期すとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるように配慮する。

⑵船舶の運航方針等をあわせて伝達する。

⑶市長村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。

⑷非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法等を周知・徹底する。

第3章　点検及び整備

（平常時の点検及び整備）

第8条　運航管理者及び船長は、予め起終点及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び避難予定港湾につき、海図をはじめ、事前に把握し得る津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

2　船長は、発航前に食料、飲料水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難又は避難予定港への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。

3　運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

（津波警報発令時等の場合の点検及び整備）

第9条　船長は、津波警報が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達までの時間的余裕があり、且つ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期すものとする。

第4章　船舶の運航中止及び避難等

（運航中止）

第10条　地震発生時の場合は、原則として直ちに運航を中止する。但し、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ出港しようとしている場合はこの限りではない。

（運航中止後の船舶の避難及び保安）

第11条　第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着桟中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い(乗下船の必要性等。以下同じ)を判断した上で、下記(1)から(3)のいずれか、また、航行中の場合は直ちに、下記(1)又は(2)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

(1)概ね清水港沖合又は伊豆半島(西伊豆)沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

(2)清水港又は土肥港等、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ　津波警報等が発令されていないこと

ロ　海上保安庁による交通規制(入港の制限又は避難の勧告)がなされていないこと

ハ　港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと

ニ　市長村長等による居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと

(3)係留を継続する場合は、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

（運航中止後の旅客の取扱い）

第12条　運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときの一時避難については、別表1のとおり、清水港の場合は50m先の清水ペデストリアンデッキに誘導し、津波到達時間に余裕のある場合は清水テルサ(海抜1.8m地上8階建て)に誘導する。土肥港では60m先の新海花亭いずみ(海抜25m地上7階建て)に誘導する。

（避難先等の通報）

第13条　船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表2の「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

（避難時の留意事項）

第14条　第11条による措置を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

(1)他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すこと。

(2)狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更の為乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張り、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。

⑶錨泊中津波が来襲すると振回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

（運航の再開）

第15条　第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合には、これが解除され、且つ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

（地震発生後の乗客の下船）

第16条　第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第一波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

（発災後の措置）

第17条　旅客、乗組員、船舶等に被害を生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章　教育、訓練及び広報

（地震防災に関する教育及び訓練）

第18条　運航管理者は、富士山清水港クルーズ㈱の運航管理部と協力して、地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2　地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

⑴地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

⑵地震及び津波に関する一般的な知識

⑶地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

⑷職員等が果たすべき役割

⑸地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

⑹今後地震対策として取り組む必要がある課題

3　地震防災に関する訓練の計画は、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

⑴地震等に関する情報の収集、伝達

⑵従業員、旅客等の避難に関する事項

⑶旅客に対する広報

⑷資機材等の点検

（地震防災に関する広報）

第19条　管理部長は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等を予め乗船待合所に掲示しておくと共に、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

地震防災対策基準(第4条別図1)　　別図1

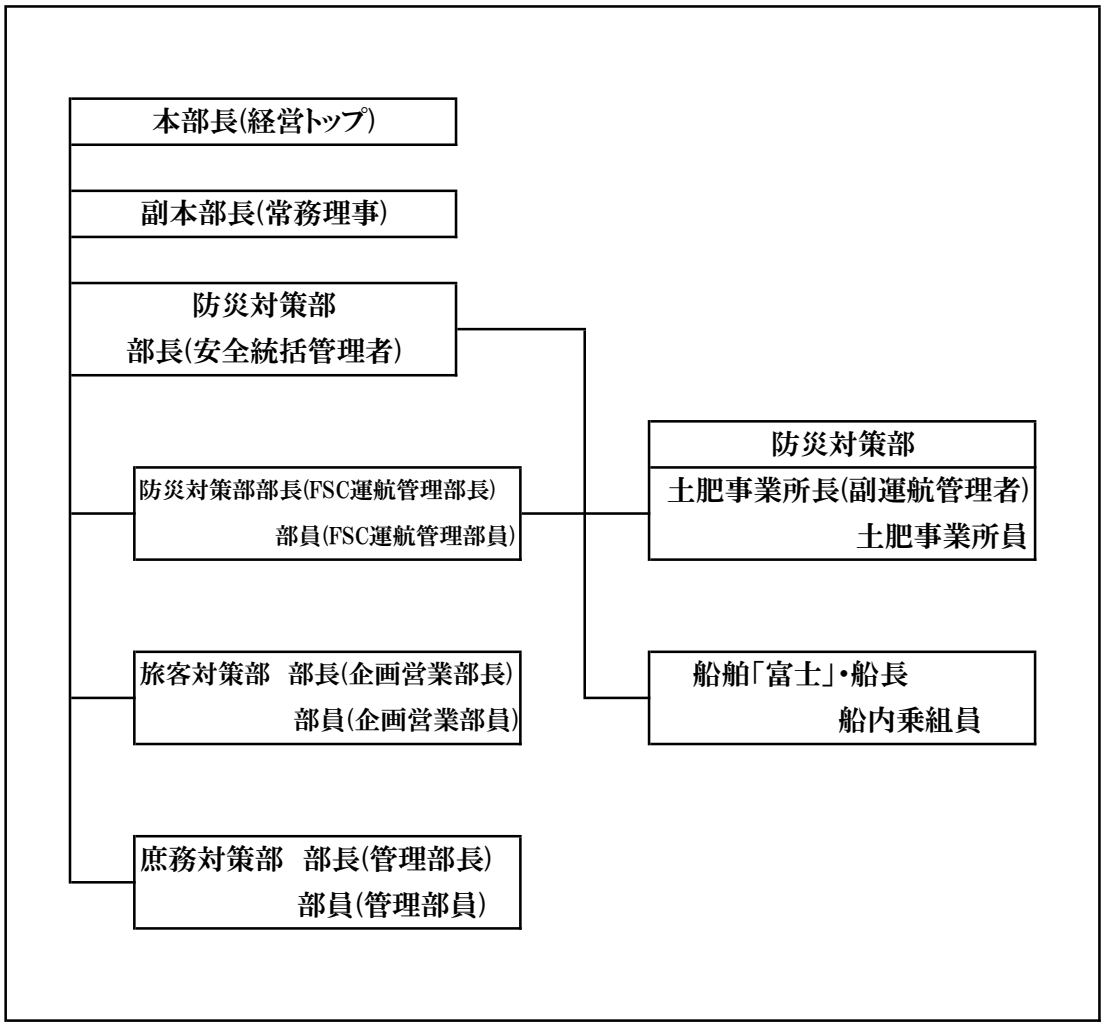

地震防災対策本部の要員の職務(第5条別図2)　　別図2

1. 本社本部員の職務

本部長(経営トップ)	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄する。
副本部長(常務理事)	本部長に代わり、本部員を直接指揮、監督する。
防災対策部長(安全統括管理者)	①防災対策部長は、本部長の定める地震防災対策の実施方針に従い、地震等の関連情報を収集し本社防災対策部員を指揮して本部長を補佐する。 ②使用港湾における交通規制・使用制限、市町村長による避難指示等の情報を調査する。 ③船長との連絡を確保し、運航中止や避難等に関して船長との協議にあたると共に船長を支援する。
旅客対策部長	①乗船待合所の旅客に対し、地震等に関する情報を伝達・周知するとともに、今後の運航予定等を説明する。 ②市町村長により避難の指示又は勧告があった場合には、旅客にこれを伝達・周知するとともに、円滑な非難がなされるよう措置を行う。 ③その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を行う。
庶務対策部長	①地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。 ②社屋その他の使用設備の防災措置を行う。
各対策部員	各対策部員は、部長の命を受け、地震災害応急対策を実施する。

2. 事業所部員の職務

事業所長(副運航管理者)	事業所長は、事業所における地震防災、旅客対策、庶務対策を統括し、事業所員を指揮・監督する。
事業所員	事業所員は、事業所長の命を受け、地震災害庶務対策を実施する。

地震等に関連する情報の伝達経路(第6条別図3)

別図3

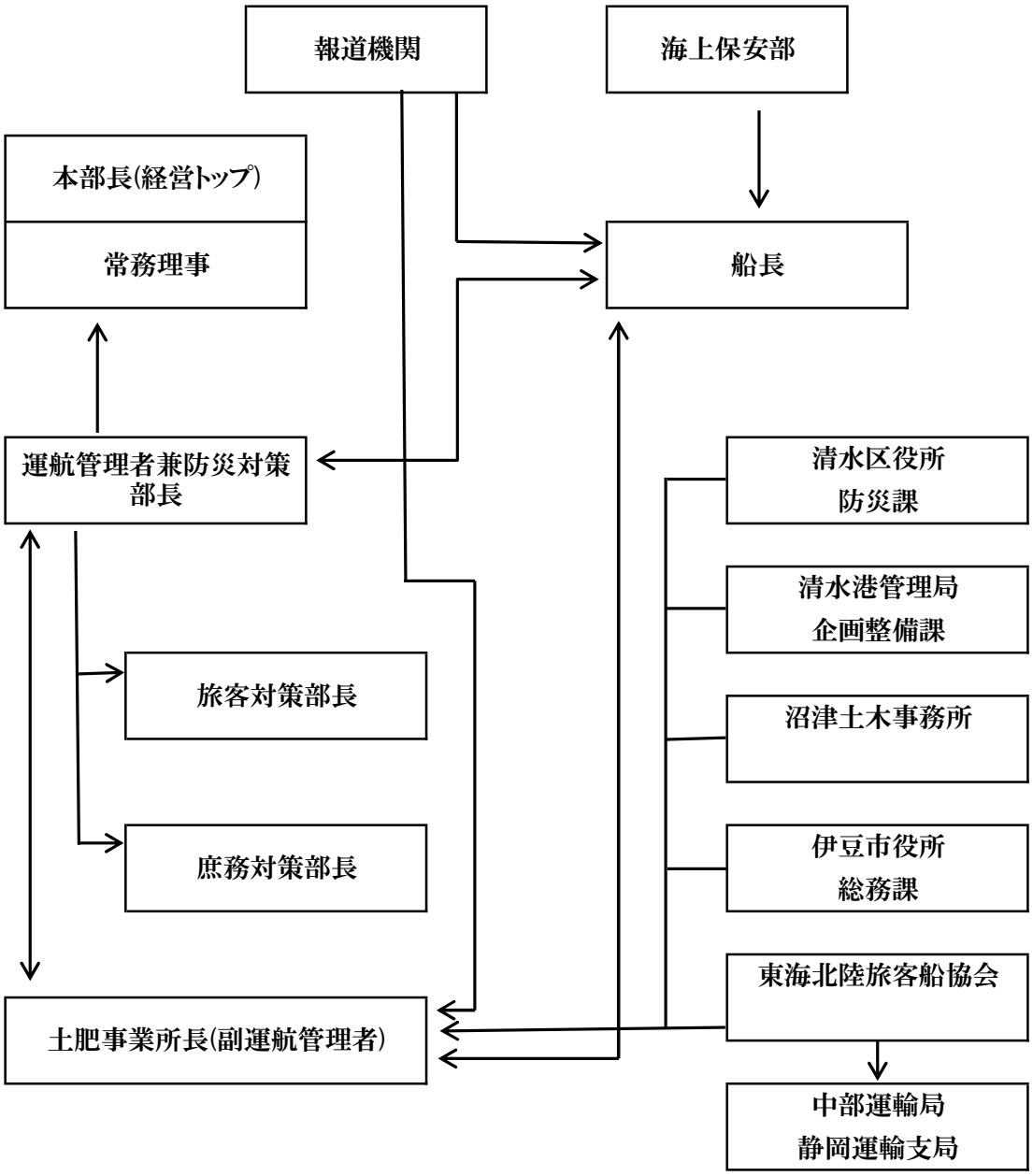

別表1

一時避難経路(第12条の別表1)

土肥港での一時避難場所及び避難経路
避難場所:新海花亭いずみ(海抜25m・土肥港より60m徒歩5分)

避難経路　　新海花亭いずみ

清水港での一時避難場所及び避難経路
避難場所:清水マリンビル(海抜1.8m・清水港より100m徒歩5分)

第一避難経路：震源地が駿河湾の場合、津波到達時間が5分しかない事から清水駅東口ペデストリアンデッキに誘導

第二避難経路：清水テルサ3階以上階へ誘導

別表2

防災対策実施状況通報機関一覧表(第13条の別表2)

名称	担当名	所在地
中部運輸局静岡運輸支局清水庁舎	運航労務監理官	静岡市清水区日の出町9-1港湾合同庁舎
中部運輸局静岡運輸支局下田海事事務所	運航労務監理官	下田市三丁目18-23
清水海上保安部	港務係	静岡市清水区日の出町9-1港湾合同庁舎
下田海上保安部	救難係	下田市三丁目18-23
清水海上保安部田子の浦分室		富士市鈴川町1-2
清水警察署水上交番	外勤課	静岡市清水区日の出町1-15
静岡市消防本局		静岡市葵区追手町5-1
清水区役所	防災本部室	静岡市清水区旭町6-8
大仁警察署土肥交番	外勤課	伊豆市土肥793-1
田方南消防署西出張所		伊豆市土肥701
伊豆市役所土肥支所	総務課	伊豆市土肥670-2
西伊豆町役場田子出張所		賀茂郡西伊豆町田子2640-1
下田警察署田子駐在所		賀茂郡西伊豆町田子1709-44
下田地区消防組合西伊豆消防署		賀茂郡西伊豆町中246
富士警察署		富士市八代町3-55
静岡県中部地域局		藤枝市瀬戸新屋362-1
静岡県清水港管理局	総務課	静岡市清水区日の出町9-25

名称	担当名	所在地
田子の浦港管理事務所	総務管理課	富士市鈴川町2-1
駿東伊豆消防本部沼津南消防署		沼津市吉田町20-1
沼津警察署		沼津市平町19-11
沼津土木事務所管理課	管理課	沼津市高島本町1-3
沼津市役所		沼津市御幸町16-1